

あるべき税制研究会（２８回）議事録

５月８日、第２８回あるべき税制委員会が開催されました。今回は、「企業会計制度のコンバージェンスと税制の関係」と題し、日本経団連 阿部本部長から説明の上、意見交換を行いました。

阿部さんの説明は次の通りです。

１、国際会計基準審議会（ＩＡＳＢ）のこれまでの審議状況は、２００２年にIASBと米国FASBとの間でコンバージェンスに向けた基本合意が出来、２００５年にEU域内においてIFRSが統一基準として義務付け開始、２００５年にECと米国SECの間に、２００９年からIFRSと米国基準を相互承認する旨を確認、２００７年にIASBと日本ASBJの間に「東京合意」、２００７年SECが米国に上場する海外企業に対しIFRSの使用を容認、２００８年に米国SECが一定の米国国内企業にIFRS使用容認と２０１４年からの義務付けの方向性を示すところまで来た。

２、IASBとASBJの東京合意（２００７年８月８日）の内容は、２００８年までの短期コンバージェンスプロジェクトの完了（ECによる同等性評価の対象項目となっている会計基準に関し、差異を解消する。この結果、IFRSと日本基準の重要なコンバージェンスは達成される）とその他のコンバージェンスプロジェクトの目標期日（２０１１年６月３０日）の設定である。米国SECは２００８年１１月１４日、IFRSの採用に関するロードマップ案を公表、２０１４年からの段階的適用を念頭に、IFRSの使用を義務付けるかどうかを２０１１年に決定するとしている。一部の米国大企業については、２００９年１２月期以降から選択適用を認めるとしている。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。